

証券コード 6195

2026年6月11日

(電子提供措置開始日 2026年6月5日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号

株 式 会 社 ホ ー プ

代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.zaigenkakuho.com/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「ホープ」またはコードに当社証券コード「6195」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第33期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

第3号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2025年 4月 1 日から)
(2026年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が緩やかな増加基調を維持するなど、景気は緩やかな回復を続けております。一方で、地政学的リスクに起因する物価上昇、各国の通商政策を巡る不確実性、金融資本市場の変動等の影響にも十分な注意が必要な状況であり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下において、グループ全体での事業規模の拡大を推進するとともに、事業運営におけるリスク管理体制の一層の強化を図るなどの取り組みを推進することで、グループ企業理念の実現及び企業価値の向上に努めております。

当社は、2024年5月15日付で、前連結会計年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定・公表しており、適切な資源配分によるオーガニック成長の実現、堅実な投資による事業価値の創出、リスクマネジメント機能の強化、資本配分方針／財務の規律付け、攻守兼ね備えた強固なミドル層の構築に積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、上述の中期経営計画で公表した財務方針に従い、自己株式取得を前連結会計年度に引き続き実行するなど、資本生産性の改善・向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行に努めております。

広告事業におきましては、連結子会社である株式会社ジチタイアドにて、当連結会計年度においては、1人当たりの生産性の維持・向上に努め、利益創出事業として安定成長を目指してまいりました。2027年3月期以降においても、引き続き1人当たりの生産性を可能な限り維持しながら、利益創出事業として安定成長を目指してまいります。

ジチタイワークス事業におきましては、官公需が大きく、市場の開拓余地は十分に存在することから、連結子会社である株式会社ジチタイワークスにおいて、自治体ビジネスのニーズの顕在化に対応していくことで、サービス提供機会を増やすことを目指しております。併せて、行政マガジン『ジチタイワークス』のブランド力を強化することで、BtoGソリューション等の拡大による収益の追求、また多面的展開の促進による高付加価値なサービスの拡大に繋げております。

その先に、当社グループを中心とした自治体情報の循環によるさらなる官民連携の促進、また、自治体情報データベースを活用した、事業の強化・支援・創造が可能になると考えております。これを実現するための施策として、引き続き、公務員個人の領域でマーケットを拡大し、事業を展開するとともに、さらなるコンテンツ制作体制の充実と、BtoGソリューションの推進、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタ

イワークス民間サービス比較」の運営推進等多面的な展開を進め、公務員プラットフォーム構想（注）の実現を目指してまいります。

（注）公務員だけが利用可能なプラットフォームを構築し、自治体が抱える様々な課題をto公務員というアプローチで解決支援を図るネットワーク構想

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,631,573千円（前年同期比15.6%増）、営業利益は344,781千円（前年同期比18.2%増）、経常利益は346,847千円（前年同期比17.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は264,425千円（前年同期比26.1%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業においては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ、民間企業に販売するSR（SMART RESOURCE）サービス、また、自治体から住民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える情報冊子マチレットを自治体と協働発行（無料）し、自治体の経費削減を支援するSC（SMART CREATION）サービス等を提供しており、前連結会計年度までに取り組んできた収益性の改善を継続しつつ、1人当たりの生産性の維持・向上を意識した安定的な成長を推進してまいりました。当社グループの主要媒体であるマチレットは現在、子育て・空き家・エンディングノート・おくやみなどのテーマを主として全国展開しております。

当連結会計年度においては、減収増益計画に対し、概ね計画通りとなりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,784,367千円（前年同期比3.9%減）、セグメント利益は422,313千円（前年同期比0.8%増）となりました。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークスは、当社グループの官民連携を推進する様々なサービスを総称するブランドの名称とし、「自治体で働く“コトとヒト”を元気に。」をコンセプトにサービスを展開しております。

2017年12月より発行してきた、当社グループオリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する行政マガジン『ジチタイワークス』を発行しています。また、当社グループが今まで培った自治体とのリレーションを活用した、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGソリューション等の積極的な展開も推進しており、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対して、幅広いマーケティング支援の提案も行っております。

当連結会計年度においては、BtoGソリューション等をはじめとする各サービスの売

上が堅調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,541,101千円（前年同期比42.8%増）、セグメント利益は447,691千円（前年同期比44.2%増）となりました。

③ その他

その他には、企業版ふるさと納税支援事業や空き家対策関連事業アキソル及びマチイロなど他の報告セグメントに含まれないサービスが含まれております。

当連結会計年度における売上高は306,104千円（前年同期比49.6%増）、セグメント損失は26,708千円（前年同期はセグメント損失5,538千円）となりました。

なお、セグメント損失の主な要因は、中長期的な事業規模の拡大に向けた人的投資やマーケティング費用等の営業費用の増加であります。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、効率的な運転資金の調達や弾力的に適切なレバレッジへと推移させる財務体制の構築及び機動的な資本政策の実施等を行うことを念頭に、当連結会計年度末時点において、主要取引金融機関と総額300,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、43,990千円となりました。これは、すべて全社資産への投資であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (2023年 3 月期)	第 31 期 (2024年 3 月期)	第 32 期 (2025年 3 月期)	第 33 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高 (千円)	2,157,228	2,553,699	3,140,691	3,631,573
経常利益 (千円)	160,416	228,187	295,468	346,847
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	5,028,646	261,865	358,008	264,425
1 株当たり当期純利益 (円)	400.18	15.94	22.36	18.05
総 資 産 (千円)	2,338,793	1,984,476	2,145,594	2,623,713
純 資 産 (千円)	742,060	1,003,164	1,150,323	1,047,517
1 株当たり純資産額 (円)	44.84	60.84	74.58	76.65

(6) 対処すべき課題

① 生産性向上に向けた業務改革とDXの推進

当社グループが持続的に成長していくためには、全社的な生産性の抜本的な向上が不可欠であると認識しております。事業の拡大や人員の増加に伴い、従来のやり方のままではスピードや効率に限界が生じつつある中で、今後は経営資源をより高付加価値な領域に集中させ、業務の精度・迅速性を高める取り組みを全社的に推進してまいります。

この生産性向上を実現する上での中核的な手段が、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進です。現在は、生成AIなどの新技術の活用や業務プロセスの見直しを積極的にすすめており、生成AIの活用にあたっては、安全かつ効果的に利用するための基準として「AI利用ガイドライン」を策定し、全社的に適切な運用を推進しております。引き続きこれらの取り組みを拡充させながら、現場起点の改善のみならず、グループ全体での業務最適化に向けて、デジタル基盤の整備や人材育成も含め、段階的に取り組んでまいります。

今後も、継続的な技術の導入と運用改善を繰り返しつつ、グループ全体の競争力強化と企業価値向上につなげてまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社グループが持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、ミドル層や経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでおります。

③ ジチタイワークス事業におけるサービスのブランド価値向上及び事業規模の拡大

当社グループは、ジチタイワークス事業を、成長をけん引する「花形事業」と位置付けております。ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディアとしての地位を確立させることが成長の実現につながるものと認識しており、この数年にわたりこれに努めてまいりました。

今後より一層、成長のけん引役として、B to Gソリューション等、ジチタイワークスブランド下のプロダクト、サービス開発、その運営体制のさらなる充実化等を進めていく予定です。

④ 広告事業の生産性維持、収益性改善・向上

当社グループは広告事業を「利益創出事業」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性の改善・向上を進めてまいりました。

具体的には、SRサービスにおいて、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検証を行うことにより、ノウハウの一層の蓄積を重ね、業務実態へと反映させるPDCAサイクルの運用を行っております。また、各施策を通じて事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上を推進してまいりました。引き続き利益創出事業として生産性の維持・向上に努め、安定成長を目指してまいります。

なお、SCサービスにおけるマチュレットについては、冊子の発行が下半期へ偏重する傾向があります。これについては、サービスの性質上、事業拡大により偏重度合いが高まる構造である一方で、コスト合理化における継続課題として認識していることから、引き続き事業拡大とのバランスを保ちながら平準化努力を継続してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。当社グループにおいては、従来より経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行ってまいりましたが、今後はこれらに加えて、次の点についても強化を進めます。

- ・投資規律・財務規律のアップデート: 当社は事業成長のための投資において、より厳格な規律を設け、戦略的な投資判断を徹底する方針です。これにより、投資効率を最大化し、リスクを最小限に抑えることを目指します。財務規律についても、資本コストの最適化やキャッシュフロー管理の強化に取り組み、企業価値の持続的向上を目指します。
- ・PMI体制の確立: 新規事業開発やM&A活動の実施に伴い、PMI（Post Merger Integration）体制の確立は重要な課題です。当社では、M&A後の統合プロセスを円滑に進めるため、統合計画の立案及び実行を一元的に管理する体制を強化し、シナジー創出に向けた組織・業務の統合を徹底します。

これらの取り組みにより、リスク管理体制を全社的な視点で合理的かつ最適な方法で運用し、より高い企業価値の実現を目指してまいります。既存事業が抱えるリスクに対する対応策の検討・協議に加え、新規事業開発やM&A実施時におけるリスク評価・分析を強化し、内部統制の整備・見直しを進めるとともに、法令遵守の徹底にも引き続き注力します。

⑥ 新規事業・サービスへの挑戦

当社グループの行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕

生・発展してきたと言えます。広告事業及びジチタイワークス事業に加えて、企業版ふるさと納税支援事業と空き家対策関連事業アキソルの2つを次なる事業の柱とするべく取り組んでおります。企業版ふるさと納税支援事業においては中期的な花形化を目指し、アキソルにおいては早期の収益モデルの確立を目指しております。これらに加えて、マチイロ事業においては、改めてアプリ「マチイロ」の機能充実化を図り、収益化を進めていく方針です。

また今後も、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ＩＴによる効率的な事業化への取り組み等を行い、継続的に自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

⑦ 東京証券取引所「グロース市場」の上場維持基準について

当社グループは、東京証券取引所における市場区分「グロース市場」に上場しております。東京証券取引所は、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における議論を踏まえ、2025年9月にグロース市場の上場維持基準の見直しに係る制度要綱を公表しました。これにより、「2030年3月1日以降、上場5年経過している企業」に対して「時価総額100億円以上」とする新たな基準が適用されることが正式に決定されております（なお、現行の上場維持基準は「上場10年経過後から時価総額40億円以上」）。

当該新基準は正式に決定されたものであり、足元の当社グループの時価総額はこの基準を大幅に下回っていることから、将来的に当該基準に抵触する可能性があるため、リスクとして認識しております。これに対し、当社グループは方針として、営業利益年平均25%成長を2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画上の目標に掲げておりますが、同様の継続的な利益成長の実現とともに、より一層のアカウンタビリティ（説明責任）の充実に努めてまいります。これは、一定の成長を継続的に実現していくことにより、当期純利益（及びEPS）を高め、あわせて当社グループの経営戦略及び業績を市場に対して透明性高く、かつ、明確に説明していくことが、市場における当社グループへの成長期待を向上させ、結果的にPER（株価収益率）を押し上げ、株式の評価を高めていくことに繋がると考えているからです。引き続き東京証券取引所の動向を注視しつつ、当該リスクの解消に向けた上記方針に基づき、中長期的な視点での施策の検討と実行を通じて企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、自治体の財源確保・経費削減に貢献することを目的に、自治体に特化したサービスを展開しております。当社グループは「広告事業」、「ジチタイワークス事業」の2区分を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれない一部サービスを「その他」としてしております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、納税通知書、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の様々なスペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものといわれております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました（注）。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

第33期の主な実績は、気象庁ホームページ広告運用事業などがあります。

（注）「自治体の収入増加に関する調査研究」（2010年3月 財団法人地方自治研究機構）による。

□. SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、自治体が住民へ周知する必要がある各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係からページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・制作を基本的に無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能となるほか、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対しては、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在の主な取扱分野は、子育てに関する情報を集約した「子育て情報冊子」、空き家対策に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集約した「エンディングノート」、遺族のための手続など必要な情報を集約した「おくやみ冊子」、マイナンバーカードの交付業務における住民サービス情報を集約した「マイナンバーカードガイドブック」、管理組合が円滑に認定を取得できるよう、管理状況の確認や申請支援を行い、マンションの適切な管理をサポートする「マンション適正管理ガイドブック」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークス事業では、官民連携の促進を目指し、主に当社が今まで広告事業で培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ. BtoGソリューション等

BtoGソリューションは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスです。民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたニーズ調査やマーケティング支援を行い、これらを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

□. 行政マガジン『ジチタイワークス』

『ジチタイワークス』は、全国1741自治体の市区町村・47都道府県に加え、地方議会議員へ無償提供をしている行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

ハ. ジチタイワークス民間サービス比較

ジチタイワークス民間サービス比較は、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、第27期よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

③ その他

その他のセグメントにおいては、企業版ふるさと納税支援事業、空き家対策関連事業アキソル及びマチイロ事業が含まれております。

企業版ふるさと納税支援事業は、個人版の企業版ふるさと納税制度に比べて認知度が低い企業版ふるさと納税制度の活用について、自治体と企業の双方に向けて制度啓発活動を行い、活用を促進していただく支援をしております。当該事業は政府が企業版ふるさと納税の制度延長（令和9年度まで）を決定していることを踏まえ、引き続き中期的な成長拡大を目指していく方針です。

アキソルは、自治体と協働して空き家所有者からの総合相談窓口を担い、低廉な空き家の流通サポート（0円物件マッチング）をはじめとした、ソリューションの提案及び提供を行っています。引き続き、早期の収益確立を目指しております。

マチイロ事業はスマートフォンで各自治体の広報紙やニュースを閲覧できるアプリの運営を行っており、今後は改めてアプリの機能充実化を図り、収益化を進めていく方針です。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県福岡市

② 主要な子会社

名 称	所 在 地
株式会社ジチタイアド	福岡県福岡市
株式会社ジチタイワークス	福岡県福岡市

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減
広告	79（13）	12名減
ジチタイワークス	85（8）	6名増
その他	27（8）	14名増
全社（共通）	26（6）	5名増
合計	217（35）	13名増

（注） 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、（ ）書きは外書きで臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、派遣社員）であり、最近1年間の平均雇用者数（1日8時間換算）を記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
209（35）名	15名増	34.9歳	5.0年

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジチタイアド	10,000千円	100.0%	自治体の財源確保・コスト削減を目的とする広告事業等
株式会社ジチタイワークス	10,000千円	100.0%	官民連携・自治体同士の連携の促進を目的とする媒体発行・プロモーション事業等

（注） 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の2社を含む6社であります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（千円）
株式会社みずほ銀行	250,020
株式会社福岡銀行	174,998

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,950,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,465,800株（うち自己株式2,722,844株）
- (3) 当事業年度末の株主数 5,923名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社チェンジホールディングス	2,585,000株	18.80%
株 式 会 社 E . T .	1,340,000	9.75
時 津 孝 康	1,327,400	9.65
齋 藤 将 平	286,400	2.08
福 留 大 士	247,800	1.80
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLI ENT ACCT E P S M P J	237,500	1.72
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	229,200	1.66
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	215,800	1.57
近 藤 宏 治	206,000	1.49
竹 田 大 朗	185,500	1.34

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。
3. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

①自己株式の取得

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において決議しました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した期間	2025年4月1日～2025年5月14日
取得した株式の総数	273,500株
取得価額の総額	55,670,700円

②自己株式の取得

当社は、2025年6月13日開催の取締役会において決議しました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	普通株式
取得した期間	2025年6月16日～2026年3月31日
取得した株式の総数	1,465,200株
取得価額の総額	310,075,200円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の
内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1
回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

銘	柄	株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
発行決議の日		2018年1月17日
保有者の人数 当社取締役（社外取締役を除く。）		3名
新株予約権の数		1,185個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		当社普通株式 474,000株
新株予約権の発行価額		100円
新株予約権の行使時の払込金額		307円
新株予約権の行使期間		2021年10月1日～ 2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 307.25円 資本組入額 153.625円
新株予約権の主な行使の条件	①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。 ②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。 ③相続人による本新株予約権の行使は認めない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の決議による承認を要する。	

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」については、株式分割後の数値を記載しております。

(2) **当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	時 津 孝 康	CEO 株式会社ジチタイアド 代表取締役社長 株式会社ジチタイワークス 取締役 株式会社マチイロ 代表取締役社長 株式会社ジチタイリンク 取締役 一般財団法人ジチタイ未来研究財団 代表理事
取 締 役	森 新 平	COO 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 代表取締役社長 株式会社地方創生テクノロジーラボ 取締役
取 締 役	大 島 研 介	CFO 管理部門担当 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 取締役
取 締 役	平 田 え り	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所
取 締 役	櫻 井 慎 也	株式会社チェンジホールディングス 執行役員 CFO 室長
常 勤 監 査 役	松 山 孝 明	
監 査 役	河 上 康 洋	河上康洋税理士事務所 所長 合同会社河上中小企業診断士事務所 代表社員
監 査 役	松 本 一 哉	株式会社MBBR 代表取締役社長 オングリットホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社M・E・M 社外取締役 株式会社アンサーホールディングス 社外監査役 イオン九州株式会社 社外監査役 北九州監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役平田えり氏及び櫻井慎也氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び松本一哉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役松本一哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当連結会計年度中の監査役の異動はありません。
7. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役（以下、「非業務執行取締役等」という。）との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執

行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

8. 当連結会計年度末日後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

取締役櫻井慎也氏は2026年4月1日付で株式会社デジタルグロースアカデミアの取締役(非常勤)に就任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補償の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	110,643	62,643	48,000	－	－	3
監査役 (社外監査役を除く)	－	－	－	－	－	－
社外取締役	5,550	5,550	－	－	－	2
社外監査役	7,500	7,500	－	－	－	3

(注) 取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において年額200,000千円以内、うち社外取締役の報酬限度額は、20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。また、監査役の報酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社においては、2020年10月14日開催の取締役会にて任意委員会である報酬委員会の設置を決議し、また、2021年6月11日開催の取締役会において報酬委員会の半数以上を社外取締役とする旨を決議しており、取締役の個人別の報酬額について、報酬委員会において審議される体制となっております。取締役会において報酬委員会への一任決議を経たうえで、報酬委員会が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、客観性及び透明性を確保するため、報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、報酬委員会の体制は、委員長を代表取締役社長の時津孝康氏が務め、委員として社外取締役の平田えり氏、櫻井慎也氏が参画しております。

また、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役平田えり氏は、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しております。

社外取締役櫻井慎也氏は株式会社チェンジホールディングスの 執行役員 C F O 室長であります。同社は当社株式の18.80%を保有する筆頭株主であり、当社は同社と資本業務提携契約を締結しております。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役松本一哉氏は、株式会社M B B R 代表取締役社長及び北九州監査法人代表社員であります。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	平 田 え り	当連結会計年度開催の取締役会全13回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	櫻 井 慎 也	取締役就任後、当連結会計年度開催の取締役会10回に出席いたしました。取締役会において、主に財務会計・管理会計分野における長年の実務経験並びに専門的見地を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	松 山 孝 明	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河 上 康 洋	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松 本 一 哉	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当連結会計年度に係る 会計監査人の報酬等の額	25,500	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会には、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として「コンプライアンス指針」を定める。
 - ・ 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、各部署におけるリスクを一元的に管理し、適切な対応策等の検討をすることに加え、コンプライアンス推進の実効性を高めるための検討を行うなどリスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ・ 当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ ISO/IEC27001を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・ 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。
 - ・ 当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
 - ・ 当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。
 - ・ 当社の内部監査部門は、各部門（または担当者）と連携し、直接・間接的に実施するグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し評価する。
 - ・ 当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・ 取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。
 - ・ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社は速やかに費用または債務の処理を行う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・ 「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、定期的にリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。
- ② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO/IEC27001について、再認証及び2022年版移行審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

これに加えて、リスク・コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社グループ全体

のリスクの把握、管理及び対策の進捗を確認しております。

また、「投資諮問委員会規程」に基づき、自社の新規事業開発やM&A等の実施を通じたサービスの事業化に際し、リスク分析を含む複数の視点から評価を行い、代表取締役や取締役会に対する諮問機能を担う「投資諮問委員会」を引き続き設置しており、一定の条件のもと、適宜開催をしております。

③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行っております。

④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項

本社部門のスタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして設置しており、監査役の職務を補助しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うことに加えて、内部監査担当及び会計監査人との三様監査も実施しております。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないよう努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,165,810	流 動 負 債	1,285,836
現 金 及 び 預 金	1,147,150	買 掛 金	343,436
売掛金及び契約資産	648,928	短 期 借 入 金	100,000
商 品 及 び 製 品	285,741	1 年 内 返 済 予 定 の	192,540
仕 掛 品	7,869	長 期 借 入 金	
貯 蔵 品	186	未 払 金	154,542
前 払 費 用	26,252	未 払 費 用	338,904
そ の 他	60,158	未 払 法 人 税 等	63,011
貸 倒 引 当 金	△10,476	契 約 負 債	29,048
固 定 資 産	457,902	預 り 金	5,520
有 形 固 定 資 産	53,024	そ の 他	58,832
建 物	14,530	固 定 負 債	290,360
車 両 運 搬 具	65	長 期 借 入 金	290,360
工具、器具及び備品	30,968	負 債 合 計	1,576,196
建 設 仮 勘 定	7,461	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	111,570	株 主 資 本	1,053,280
ソ フ ト ウ エ ア	44,660	資 本 金	11,812
の れ ん	66,910	資 本 剰 余 金	797,144
投 資 そ の 他 の 資 産	293,307	利 益 剰 余 金	886,296
投 資 有 価 証 券	55,804	自 己 株 式	△641,972
破 産 更 生 債 権 等	20,643	その他の包括利益累計額	64
繰 延 税 金 資 産	168,876	そ の 他 有 価 証 券	64
そ の 他	68,626	評 価 差 額 金	
貸 倒 引 当 金	△20,643	新 株 予 約 権	847
資 産 合 計	2,623,713	非 支 配 株 主 持 分	△6,675
		純 資 産 合 計	1,047,517
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,623,713

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,631,573
売 上 原 価		1,242,767
売 上 総 利 益		2,388,806
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,044,024
営 業 利 益		344,781
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,962	
受 取 配 当 金	14	
雑 収 入	1,451	
違 約 金 収 入	6,900	
そ の 他	1,617	11,946
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,782	
支 払 手 数 料	2,662	
固 定 資 産 除 却 損	1,430	
そ の 他	4	9,880
経 常 利 益		346,847
特 別 損 失		
減 損 損 失	16,718	16,718
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		330,129
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	99,109	
法 人 税 等 調 整 額	△31,937	67,171
当 期 純 利 益		262,957
非支配株主に帰属する当期純利益		△1,468
親会社株主に帰属する当期純利益		264,425

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	11,812	797,144	621,871	△276,218	1,154,609
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
自 己 株 式 の 取 得				△365,754	△365,754
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			264,425		264,425
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	264,425	△365,754	△101,328
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	11,812	797,144	886,296	△641,972	1,053,280

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 有 価 証 差 額	他 券 価 金 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 連 結 会 計 年 度 期 首 残 高	46	46	874	△5,207	1,150,323
当 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
自 己 株 式 の 取 得					△365,754
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					264,425
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	17	17	△27	△1,468	△1,478
当連結会計年度中の変動額合計	17	17	△27	△1,468	△102,806
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高	64	64	847	△6,675	1,047,517

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 株式会社ジチタイアド
株式会社ジチタイワークス

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～22年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

① 広告事業

広告事業に係わる収益は、自治体から仕入れた様々な媒体及び当社グループが制作し、自治体が住民に向けて発行する冊子の広告枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、媒体への広告掲載期間にわたって、又は媒体及び冊子の発行時点で収益を認識しております。また、いわゆる代理店販売（当社グループに販売価格決定権が存在せず、かつ在庫リスクも存在しない）による売上は、販売金額から売上原価を控除した金額（純額）で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ジチタイワークス事業

i. ジチタイワークス（公務員向け行政マガジン）：当社グループが制作・発行を行う冊子の広告掲載枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、冊子の発行時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ii. BtoGソリューション等：官民連携サービス提供による収益であり、顧客による検収が完了し、かつ当社グループが検収書を受領した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
商品及び製品 285,741千円
- (2) その他の情報
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項 (1) ② 棚卸資産」に記載のとおりであります。
- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げに当たり、収益性の低下の有無に係る判断について正味売却価額の算定に当たっては、過去の販売実績や将来の受注可能性を考慮しております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
棚卸資産の評価に当たっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、前提条件の変化や経済及びその他の事象または状況の変化等により、正味売却価額が低下した場合、棚卸資産評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 168,876千円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」第29項に従い、「分類3」に該当するものとして取り扱う繰延税金資産であります。そのため、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性については、当社および連結子会社の当連結会計年度における一時差異等加減算前課税所得の実績額及び合理的に策定した翌連結会計年度以降の事業計画における一時差異等加減算前課税所得見積額に基づき判断する必要があり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来3年間の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しております。
- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
見積課税所得は、翌連結会計年度の予算を基礎とし、一定のリスクを反映した上で見積を行っている。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市場環境の変化、経営目標の未達により、翌期以降の業績に影響を与える可能性があり、そのいずれも繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 58,787千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

定期預金 100,000千円

担保に係る債務

短期借入金 100,000千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	16,465,800	－	－	16,465,800
合 計	16,465,800	－	－	16,465,800

2. 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
普通株式	984,106	1,738,738	－	2,722,844
合 計	984,106	1,738,738	－	2,722,844

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

2024年6月14日開催の取締役会決議による自己株式の取得	273,500株
2025年6月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得	1,465,200株
単元未満株式の買取りによる増加	38株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末日の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 513,900株

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、発行体の信用リスク、財務リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。当該リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握すること及び四半期ごとに時価等を把握する管理体制をとることで、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理し、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式である非上場株式（54,984千円）は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券	820	820	－
資産計	820	820	－
長期借入金 (1年内返済含む)	482,900	478,255	△4,644
負債計	482,900	478,255	△4,644

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「未払法人税等」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	820	－	－	820

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年内返済含む)	－	478,255	－	478,255

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	広告	ジチタイ ワークス	計		
売上高					
民間	1,736,805	1,369,965	3,106,770	51,842	3,158,613
官公庁	47,562	171,135	218,698	254,262	472,960
顧客との契約から生じる収益	1,784,367	1,541,101	3,325,469	306,104	3,631,573
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,784,367	1,541,101	3,325,469	306,104	3,631,573

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に企業版ふるさと納税支援事業やアキソル及びマチイロなどのサービスを含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	33,832
契約負債（期末残高）	29,048

(注) 契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	76円65銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益	18円05銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

当社は、2025年6月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、下記のとおり実施しました。

なお、当該取得により上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

1. 取得した株式の種類	当社普通株式
2. 取得した期間	2026年4月1日～2026年5月14日
3. 取得した株式の総数	221,500株
4. 株式の取得価額の総額	47,921,600円

(ご参考)

1. 2025年6月13日開催の取締役会における決議内容
 - (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
 - (2) 取得し得る株式の総数 1,700,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 11.18%)
 - (3) 株式の取得価額の総額 358百万円 (上限)
 - (4) 取得方法 東京証券取引所における市場買付
 - (5) 取得期間 2025年6月16日から2026年6月15日まで
2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計 (2026年5月14日現在)
 - (1) 取得した株式の総数 1,686,700株
 - (2) 株式の取得価額の総額 357,996,800円

(子会社株式の追加取得)

当社は、2026年4月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社地方創生テクノロジーラボの株式を追加取得し、完全子会社化とすることを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社地方創生テクノロジーラボ

事業の内容 官民連携事業、地方自治体と民間企業をつなぐマッチングプラットフォームの運営

(2) 企業結合日

2026年7月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得する株式の議決権比率は17.24%であり、当該取引により株式会社地方創生テクノロジーラボを当社の完全子会社とする予定です。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 0千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

現時点において確定していません。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2026年4月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ジチタイワークスと株式会社地方創生テクノロジーラボについて、2026年7月1日を効力発生日(予定)として、株式会社ジチタイワークスを存続会社、株式会社地方創生テクノロジーラボを消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」)を実施することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

存続会社

企業の名称 株式会社ジチタイワークス

事業の内容 官民連携・自治体同士の連携の促進を目的とする媒体発行・プロモーション支援事業等

消滅会社

企業の名称 株式会社地方創生テクノロジーラボ

事業の内容 官民連携事業、地方自治体と民間企業をつなぐマッチングプラットフォームの運営

(2) 企業結合日

2026年7月1日(予定)

(3) 企業結合の法的形式

株式会社ジチタイワークスを存続会社、株式会社地方創生テクノロジーラボを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ジチタイワークス

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、株式会社ジチタイワークスと株式会社地方創生テクノロジーラボの経営統合を行うことが、シナジーの最大化と事業成長の加速にとって最善であり、ひいては当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、本合併を実施することといたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,481,104	流 動 負 債	671,201
現金及び預金	525,982	短期借入金	100,000
売 掛 金	168,069	1年内返済予定の 長期借入金	183,312
貯 蔵 品	186	未 払 金	38,472
前 払 費 用	17,061	未 払 費 用	331,410
短期貸付金	493,000	未払法人税等	328
未 収 入 金	247,897	預 り 金	4,774
そ の 他	28,905	そ の 他	12,903
固 定 資 産	473,581	固 定 負 債	269,476
有 形 固 定 資 産	52,105	長期借入金	269,476
建 物	14,524	負 債 合 計	940,677
車 両 運 搬 具	65	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	30,054	株 主 資 本	1,013,096
建 設 仮 勘 定	7,461	資 本 金	11,812
無 形 固 定 資 産	75	資 本 剰 余 金	797,144
ソ フ ト ウ エ ア	75	資 本 準 備 金	1,812
投 資 そ の 他 の 資 産	421,400	そ の 他 資 本 剰 余 金	795,332
投 資 有 価 証 券	55,804	利 益 剰 余 金	846,112
関 係 会 社 株 式	159,612	そ の 他 利 益 剰 余 金	846,112
繰 延 税 金 資 産	151,604	繰 越 利 益 剰 余 金	846,112
そ の 他	54,378	自 己 株 式	△641,972
資 産 合 計	1,954,685	評 価 ・ 換 算 差 額 等	64
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	64
		新 株 予 約 権	847
		純 資 産 合 計	1,014,008
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,954,685

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		838,399
売 上 原 価		—
売 上 総 利 益		838,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		573,755
営 業 利 益		264,644
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,814	
受 取 配 当 金	14	
そ の 他	819	12,647
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,193	
支 払 手 数 料	2,662	
そ の 他	285	8,141
経 常 利 益		269,150
特 別 損 失		
減 損 損 失	14,391	14,391
税 引 前 当 期 純 利 益		254,758
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	328	
法 人 税 等 調 整 額	△34,467	△34,139
当 期 純 利 益		288,897

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	11,812	1,812	795,332	797,144	557,214	557,214	△276,218	1,089,953
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					288,897	288,897		288,897
自己株式の取得							△365,754	△365,754
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	288,897	288,897	△365,754	△76,856
当 期 末 残 高	11,812	1,812	795,332	797,144	846,112	846,112	△641,972	1,013,096

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合		
当 期 首 残 高	46	46	874	1,090,874
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				288,897
自己株式の取得				△365,754
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	17	17	△27	△9
当期変動額合計	17	17	△27	△76,866
当 期 末 残 高	64	64	847	1,014,008

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～21年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

当社の収益は、子会社に対する経営管理手数料となっております。経営管理手数料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、役務の提供につれて当社の義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

4. その他計算書類作成のための重要な事項
繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 151,604千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 1. の金額の算出方法は「連結計算書類 連結注記表 【会計上の見積りに関する注記】」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 57,735千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	912,656千円
関係会社に対する短期金銭債務	82千円
3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
定期預金	100,000千円
担保に係る債務	
短期借入金	100,000千円

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|-----------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 826,649千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普 通 株 式	984,106	1,738,738	－	2,722,844
合 計	984,106	1,738,738	－	2,722,844

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

2024年6月14日開催の取締役会決議による自己株式の取得	273,500株
2025年6月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得	1,465,200株
単元未満株式の買取りによる増加	38株

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報については「計算書類 個別注記表 【重要な会計方針】

3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	957千円
未払社会保険料	2,070千円
繰越欠損金	2,084,776千円
その他	11,172千円

繰延税金資産小計 2,098,976千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △1,937,061千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △10,275千円

評価性引当額小計 △1,947,337千円

繰延税金資産合計 151,639千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △34千円

繰延税金負債合計 △34千円

繰延税金資産の純額 151,604千円

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の 名称	議決権所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ジチタイ ア	所有 直接 100.00	経営管理 (注1)	子会社管理料	336,697	売掛金	78,310
				出向負担金	490,813	未収入金	91,886
				資金の貸付等 (注2)	－	短期貸付金	200,000
子会社	株式会社 ジチタイ ワークス	所有 直接 100.00	経営管理 (注1)	子会社管理料	274,997	売掛金	67,269
				出向負担金	486,748	未収入金	125,209
				資金の貸付等 (注2)	50,000	短期貸付金	100,000
子会社	株式会社 マチイロ	所有 直接 100.00	経営管理 (注1)	子会社管理料	10,026	売掛金	2,592
				出向負担金	25,807	未収入金	7,056
				資金の貸付等 (注2)	60,000	短期貸付金	80,000
子会社	株式会社 地方創生 テクノロ ジーラボ	所有 直接 82.76	経営管理 (注1)	子会社管理料	4,722	売掛金	440
				資金の貸付等 (注2)	13,000	短期貸付金	13,000
						未収入金	2
子会社	株式会社 ジチタイ リンク	所有 直接 100.00	経営管理 (注1)	子会社管理料	51,965	売掛金	17,174
				出向負担金	70,062	未収入金	19,600
				資金の貸付等 (注2)	100,000	短期貸付金	100,000

(注) 1. 経営管理料等については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	73円72銭
1株当たり当期純利益	19円73銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

(子会社株式の追加取得)

(連結子会社の吸収合併)

「連結計算書類 連結注記表【重要な後発事象に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 知範
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永江 孝幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ホープ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上田 知範
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永江 孝幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2025年4月1日から2026年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、月例の経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、前述の経営会議における情報収集、子会社の取締役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株 式 会 社 ホ ー プ 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役） 松 山 孝 明 ㊞

監 査 役（社外監査役） 河 上 康 洋 ㊞

監 査 役（社外監査役） 松 本 一 哉 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを主な目的として、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (条文省略) ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 (現行どおり) ② 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(監査役の選任及び解任の方法) 第30条 (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (新 設)	(監査役の選任及び解任の方法) 第30条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第31条 (条文省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の任期の残存期間と同一とする。</u>	(監査役の任期) 第31条 (現行どおり) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。</u>

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)
いけもと ひろゆき 池 本 裕 之 (1957年8月24日生)	1980年 4月 (株)福岡シティ銀行（現(株)西日本シティ銀行） 入社 2008年 6月 同社 執行役員公務金融法人部長 2011年 4月 同社 執行役員法人ソリューション部長 2014年 6月 (株)エフエム福岡 取締役営業本部長 2017年 6月 同社 常務取締役営業本部長 兼 経営企画本部長 2021年 7月 同社 特別顧問 (株)文榮出版社 代表取締役社長 2024年 1月 (株)アム・トゥーワン 顧問（現任）	—

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 池本裕之氏は補欠の社外監査役候補者です。

3. 池本裕之氏を補欠の監査役である社外監査役として選任した理由は、金融機関における役職者としての経験に加え、他社において常務取締役営業本部長・経営企画本部長および代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているためであります。これらの経験および知見を活かし、客観的かつ中立的な立場から、取締役の職務執行に対する監査を適切に行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

4. 当社は池本裕之氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定です。

5. 当社は池本裕之氏が社外監査役に選任され就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。池本裕之氏が監査役に選任され就任した場合には、D＆O保険の被保険者となる予定であります。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年9月25日開催の当社第27回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を新たに設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100百万円以内といたします。

なお、現在の対象取締役は3名であります。

本制度の概要

（1）譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として年額100百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数137,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 本割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「譲渡制限」といいます。）ものとします。

② 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものとします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由等により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するものとします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

以上

定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号
会場名 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
電 話 (092)725-9113(交通アクセスについてのお問い合わせ先)

